

# テールゲートリフター作業手順について

---

2024年2月の法改正に伴う現場対応

2024年5月23日

ESP 安全委員会

# テールゲートリフターを扱う基本作業手順

## 1. テールゲートリフターで荷を積み下ろしする場合

- ①昇降中に**転倒**や**逸走**しない荷の状態にする      ▶人が支えないで済む状態をつくる
- ②荷(台車等)の車輪に**キャスターロック**を付ける      ▶キャスターロックがない場合は、輪止めをする
- ③昇降板に**サイドガード**を付ける      ▶サイドガードのない車両は、携行型ガードを使用する
- ④昇降中に**昇降板の正面に人が立つ作業は行わない**

## 2. 荷が昇降板からはみ出す場合

- ①安全に**転回**できる荷の幅と奥行きにする      ▶ストッパーを畳まないと取り回せない荷の状態にしない
- ②周囲への注意喚起のための**カラーコーン**等の用意

## 3. 平坦でない場所で積み下ろしをする場合

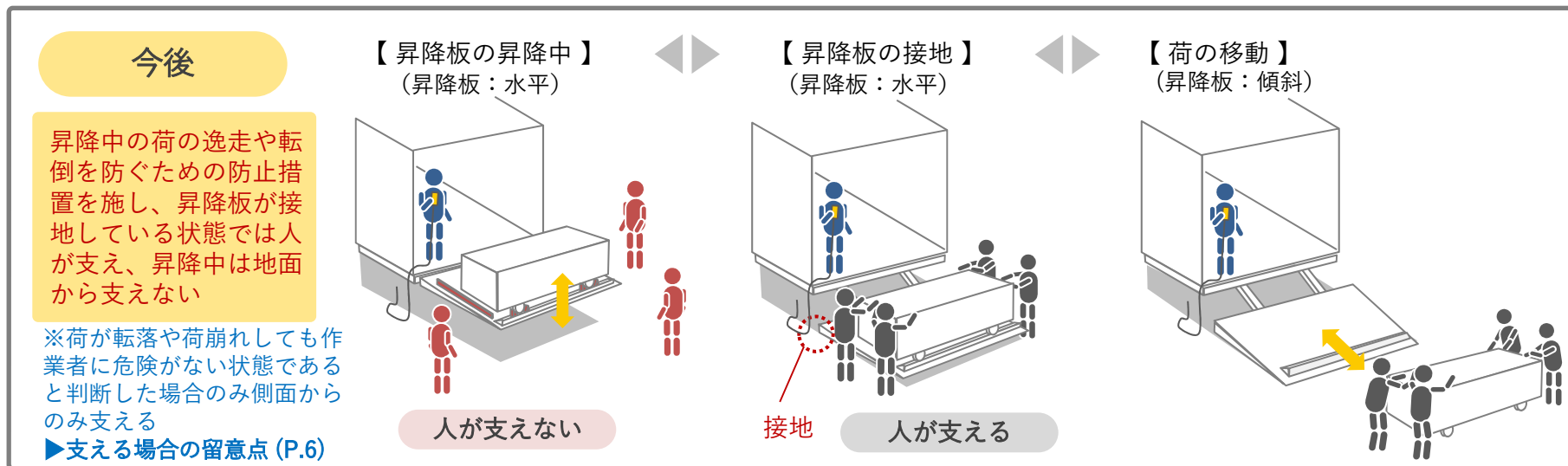
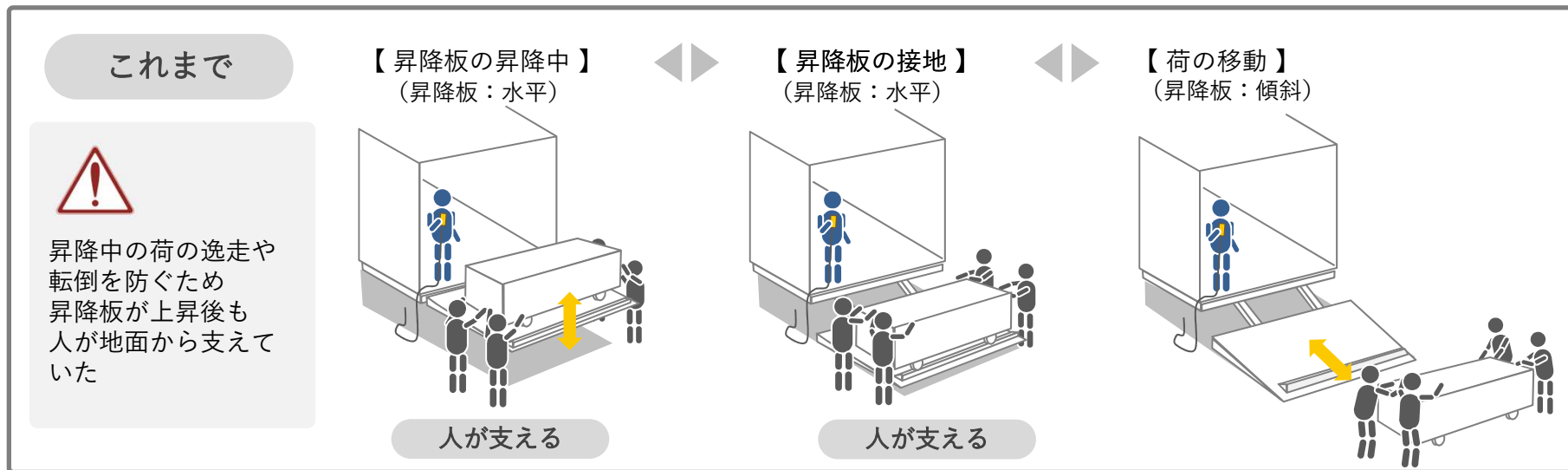
- ①**積み下ろし場所の変更**を検討      ▶人が支えても問題のない重量、幅、高さの荷に限定する

## その他の遵守事項

- ①**ヘルメットの着用**が義務付けられています
- ②操作者と作業者間での**「声掛け」**が必須です

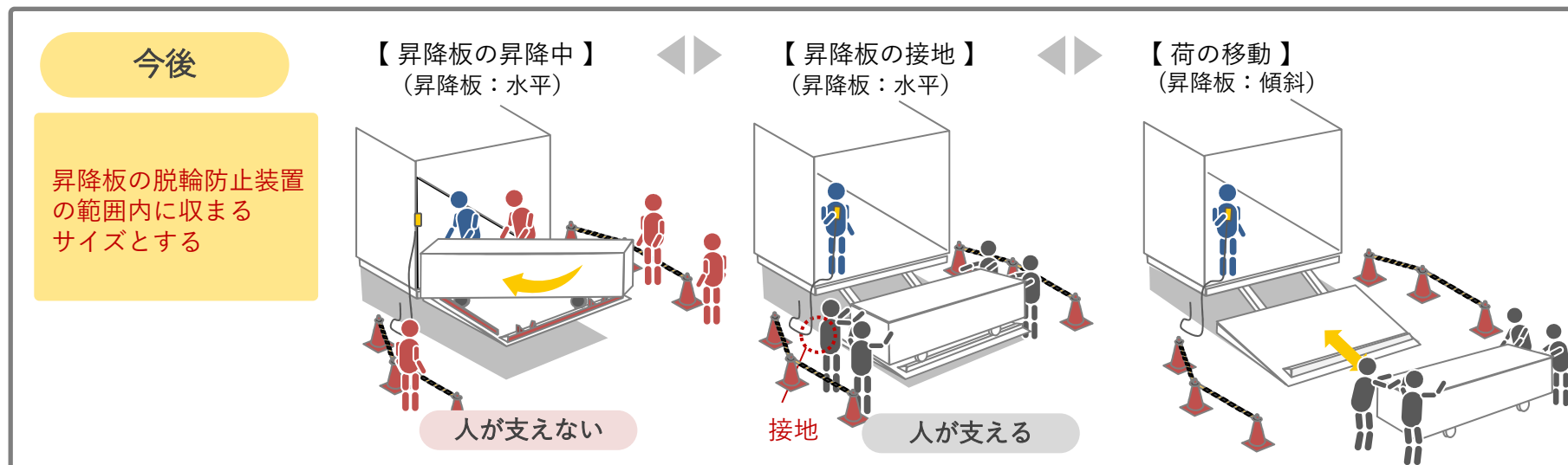
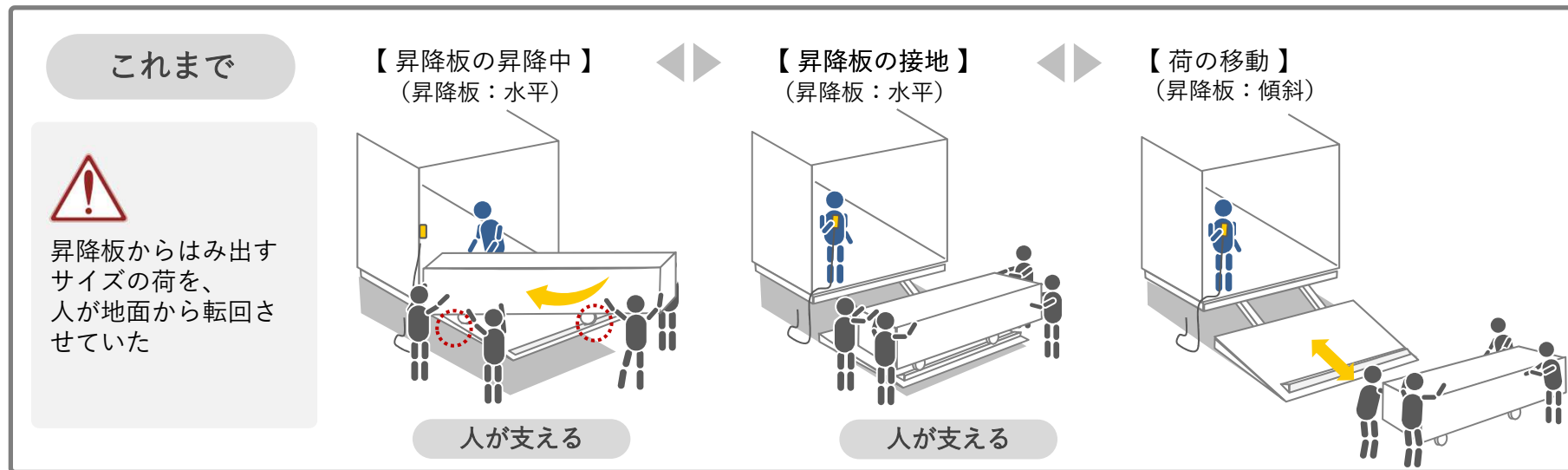
# 具体的な作業手順

## テールゲートリフターで積荷を積み下ろしする場合



# 具体的な作業手順

## 積荷が昇降板からはみ出す場合



## 荷の状態基準について

求める荷の状態（地面から人が支えなくても問題がない状態）

対応すべきリスク	必要な状態の要素	対策例
荷が転倒しないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「形状」：自立ができる</li> <li>・「配置」：偏荷重になっていない</li> <li>・「重心」：高い重心になっていない</li> <li>・「重量」：昇降板の最大荷重を超えていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・荷台や昇降板とのラッシング等による固定</li> <li>・自立している台車への載せ替え</li> <li>・積み方の変更</li> <li>・重量の確認（超える場合は重量を減らす）</li> </ul>
荷が逸走しないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「車輪の固定」：振動が起きても動かない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャスターロックを使用（装備）</li> <li>・車輪止めを使用</li> </ul>
昇降板が上がったときに安全に転回できる荷であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「サイズ」：脱輪せず（キャスターストッパーやサイドガードを超えず）に転回できる荷の幅と奥行き</li> <li>・「重さ」：荷台上の作業で制御</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昇降板のサイズを大きくする</li> <li>・台車の車輪の位置を変える</li> <li>・荷の幅や奥行きを小さくする</li> </ul>

※荷崩れ防止措置はテールゲートリフターの使用に関わらず全ての荷に施すようお願いいたします。

## 荷を人が支える場合の留意点

荷を人が支えることについては、以下のリスクがあることに留意する必要があります。

### ▶ 「危険な作業」を看過することは「安全配慮義務違反」である



テールゲートリフター作業において、業界や業種によっては法令通りの手順ではできないといった声もあります。これらを労働基準監督署や陸災防等の機関に説明して確認が取れたとしても、事故が発生した場合に当該機関等へ責任が転嫁されることはありません。

つまり、どのような事情があるにせよ、事故を起こさないための対策をして作業をすることが前提になっています。ですから、事故を起こした企業の安全配慮への責任のみが問われることに、十分な理解と注意が必要になります。

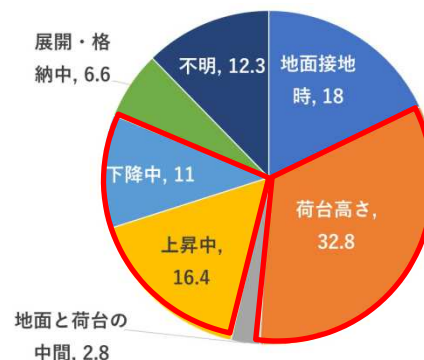
### ▶ 「昇降中に荷を人が支える」ことは「危険な作業」である

テールゲートリフター関連災害の発生内容



4割程度が「荷の転倒・転落による下敷き」という内容である。

テールゲートリフター関連災害の発生場所



3割程度が「荷台の高さ」4割程度が「昇降中」に発生している。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所「テールゲートリフター使用時における労働災害の特徴と対策」より